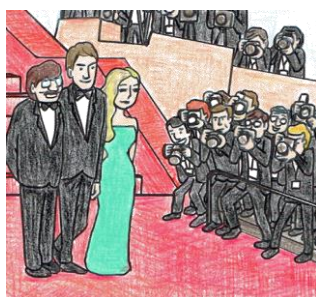


いつもお世話になります。人から忌み嫌われる存在のたとえでも使われる「ゲジゲジ」は「ゲジ(虫蜒)」の俗称で、夏の季語でもあります。多数の足が複雑に動く姿は不気味ですが、実は小さな害虫を食べてくれる益虫です。「見た目の大切さ」と「見た目で判断する愚かさ」を偶然に出くわしたゲジゲジに教えられました。

365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【やり続けるだけの信念はあるか】

5月に行われた「カンヌ国際映画祭」に数年前から「アトリエ」という部門が新設されました。企画段階のシナリオを約15本選び、その監督やプロデューサーをカンヌに招待し、映画祭の期間中に様々な出合いを用意して映画制作のための最高のチャンスを提供する。つまり若手監督の支援です。



ちなみに、企画段階のシナリオは世界中に何万本とあります。世界的に有名な映画祭でその中の15本に選ばれるとはどういうことか、もうお分かりでしょう。

今年のアトリエに招待された監督の1人はニューヨーク在住の日本人男性でした。二十歳そこそこで渡米してから四半世紀以上、寝ても覚めても映画のことばかり考えて奔走した彼は、大金が動くシビアな映画業界の仕組みに何度も煮え湯を飲まされました。元々役者だった彼は、あの唐沢寿明さんと同期です。お互いに売れなかった時代、夢を叶えるためには端役でも何でもやった唐沢さんが大物俳優と呼ばれるようになったとき、まだ何者でもなかった彼は改めて腹をくくったそうです。命を賭けている映画を生活の糧にしたくない。だから自分の作品を世に出して、映画監督として認められるまでは絶対に死ねない。アトリエに選ばれたシナリオは、彼が15年前に書いたものでした。何十人ものプロデューサーにプレゼンしても結局話がまとまらず、こうなったら全財産を突っ込んで自己資金で作ろうと撮影に踏み切ったのが昨年のこと。その後、編集作業に追われていたときに届いた朗報が「カンヌご招待」だったのです。これを機に彼の映画人生は大きく変化していくでしょう。

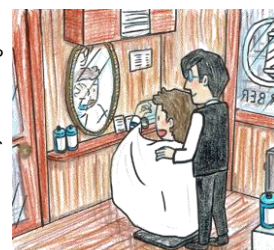
成功者に成功した理由を尋ねると、多くの人が同じことを言います。
「成功するまでやめなかったから」
本当に成し遂げたいなら成し遂げるまで続けることです。
毎日毎日そのことを真剣に考えて、今できることをやってみる。これは物事の大小によりません。できるまでやる。挫折してもやり続ける。だからこそ信念が問われるのでしょう。



トレンドを斬る!

商談や資料作成、気分転換などに多くのビジネスマンが頻繁に喫茶店を利用しています。赤坂にある『ビーコン ラウンジ』は、

ヘアカットやシェービングを受けられる理容室を併設したカフェです。ズボンプレスやアイロンの貸し出し、靴磨きもOK。隙間時間を利用して身だしなみを整えたいというニーズに応え、好評を博しています。また、女性限定の「仮眠カフェ」が登場するなど躍動するビジネスマンのオアシスとして、進化した喫茶店は全国に広まりつつあります。



今を生きる
先人の言葉

働くのと
動くのをも
混同するな

米国の小説家であるアーネスト・ヘミングウェイの言葉。与えられた業務をこなすことが仕事ではない。「いかに効率良く行かうか」を考えることが仕事なのだ。

知ってこ! 「税務のマメ知識」

【交通事故の損害賠償金などは非課税?】

小売業を営んでいる方から、「先日、事業用の車で配達中に追突事故にありました。そこで加害者側から治療費や慰謝料、損害賠償金などを受け取りましたが、これら受け取った損害賠償金などについて申告は必要なのでしょうか?」というご相談がありました。交通



事故による損害賠償金などは、その内容によって非課税となるものと、事業収入として申告しなければならないものに分かります。具体的には、事故による負傷について支払いを受ける治療費や慰謝料、また働けないことによる収益の補償をする損害賠償金などは非課税となります。ただし治療費として受け取った金額は医療費を補てんするものであるため、医療費控除を受ける場合は支払った医療費の金額から差し引きます。しかし、その医療費を補てんしなお余りがあっても、他の医療費から差し引く必要はありません。また、事故により使えなくなった商品についての損害賠償金は、収入金額に代わる性質を持つため非課税とならず、事業の収入金額として申告が必要になります。最後に見舞金についての取り扱いですが、見舞金は「社会通念上それにふさわしい金額」については非課税となります。なお、収入金額に代わる性質を持つものなどは非課税所得から除かれます。このように交通事故による損害賠償金などは、その内容により取り扱いが異なります。

事故による損害賠償金などは、その内容によって非課税となるものと、事業収入として申告しなければならないものに分かります。具体的には、事故による負傷について支払いを受ける治療費や慰謝料、また働けないことによる収益の補償をする損害賠償金などは非課税となります。ただし治療費として受け取った金額は医療費を補てんするものであるため、医療費控除を受ける場合は支払った医療費の金額から差し引きます。しかし、その医療費を補てんしなお余りがあっても、他の医療費から差し引く必要はありません。また、事故により使えなくなった商品についての損害賠償金は、収入金額に代わる性質を持つため非課税とならず、事業の収入金額として申告が必要になります。最後に見舞金についての取り扱いですが、見舞金は「社会通念上それにふさわしい金額」については非課税となります。なお、収入金額に代わる性質を持つものなどは非課税所得から除かれます。このように交通事故による損害賠償金などは、その内容により取り扱いが異なります。

今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード：プラザ合意】

1985年ニューヨークのプラザホテルで開かれたG5（日・米・英・西独・仏の蔵相の会議）での合意事項。各国が協調してドル安を推進するという内容で、ドル円レートは発表から1日で1ドル=235円から約20円下落、1年後には150円台となった。背景にはレーガン政権下の米国の財政・貿易の「双子の赤字」の解消があった。後に行き過ぎたドル安を止める動きもあったが奏功せず、日本にとっては円高時代の入り口となった。

トナリの本棚

【孤独のグルメ】

仕事の合間に立ち寄った店で食事をする様子を描いたグルメ漫画。大衆食堂のような店がほとんどで、料理のウンチクを述べるのではなく、食事と向き合う男性主人公の心理描写を淡々と綴っている。ビジネスマンから支持を集めた漫画です。



元氣と氣づきを提供する

豊島区池袋の佐藤茂税理士事務所★★★

豊島区池袋2-60-7ルート池袋第3ビル4階

電話: 03-3988-8820 FAX: 03-3988-8824

http://www.satousigeru.jp

mail: info@satousigeru.jp